

## 6 へき地対策

### (1) へき地学校の状況

#### ① へき地学校

教育事務所	級地	区分	4 級		3 級		2 級		1 級		準 1 級		特 地		教育事務所指定		計	
			本校	分校	本校	分校	本校	分校	本校	分校	本校	分校	本校	分校	本校	分校	本校	分校
小 学 校	北中南津双き	県会津わ計				2	4	2	6	2	2		1		16	25	2	
					1	3	2	17	8	7	1	11		19	58	13		
			1		2	5	1	14	1	5	1	2		9	18	3		
					1	3	3	8	3	2	1	3		4	17	7		
					1	3	2	8	3	1	1	8		8	13	2		
		2	3	7	20	9	66	18	10	3	19	61	1	188	40			
中 学 校	北中南津双き	県会津わ計					1	3					3		5	8		
							2	4		1		5		4		4	17	
					1	1	2	8		1		1		2		2	4	
					1	2	2	4		2		1		4		10	16	1
					2	1	3	7		10		3		1		6	10	
		2	1	10	30		30		10		4		19	75	1			
総 計			2	5	8	30	9	96	18	29	3	23	80	1	263	41		
			2	13	39	114	32	23	81							304		

#### ② 級別へき地学校数、学級数、児童生徒数、教員数

級地	小中別	小 学 校												中 学 校												合 計											
		学校数		児童数		学級数		教員数		学校数		生徒数		学級数		教員数		学校数		児童生徒数		学級数		教員数													
		本	分	本	分	本	分	本	分	本	分	本	分	本	分	本	分	本	分	本	分	本	分	本	分												
4 級地	2	2	21	21	5	5	5	5									2	2	21	21	5	5	5	5													
3 級地	3	7	10	56	108	164	8	18	26	22	15	37	2	1	3	45	7	52	6	2	8	17	5	22	5	8	13	101	115	115	14	20	34	39	20	59	
2 級地	20	9	29	1,264	91	1,355	87	22	109	158	22	180	10	10	491		491	27	27	79	79	30	9	39	1,755	91	1,846	114	22	136	237	22	259				
1 級地	66	18	84	5,630	268	5,958	355	38	393	587	40	627	30	30	2,851		2,851	120	120	313	313	96	18	114	8,541	268	8,809	475	38	513	900	40	940				
準 1 級地	19	3	22	2,530	49	2,579	123	6	139	202	7	209	10	10	1,316		1,316	50	50	120	120	29	3	32	3,846	49	3,895	173	6	179	322	7	329				
特 地	19	19	2,241	2,241	114	114	200		200	4	4	970			970	30	30	66	66	23	23	3	211	3,211	144	144	266			266							
教育事務所指定	61	1	62	7,938	42	7,980	391	3	394	640	3	143	19	19	4,072		4,072	138	138	291	291	80	1	81	12,010	42	12,052	529	3	532	931	3	934				
合 計	188	40	228	19,719	579	20,298	1,078	92	1,170	1,809	92	1,901	75	1	76	9,745	7	9,732	371	2	373	886	5	891	263	41	304	29,464	586	30,050	1,449	94	1,543	2,695	97	2,792	

### (2) へき地教育の振興策

へき地の学校は、概して小規模であり、かつ分校も多いため複式学級が多い。従って教育条件の改善充実を図るとともに、へき地学校に優秀な教員を確保することが重要である。

#### ① へき地教育の人事行政

「平成 6 年度人事異動方針」1 の 2 において、「教育の機会均等の理念に立脚し、各学校の教職員組織の充実と均衡に努めるとともに教育庁職員組織の充実を図る」ことを基本方針としてかかげ、これを受けて平成 6 年度小・中・養護学校教職員人事実施要項の 2 において「交流のための区分を設定し、すべての教職員を在職期間中に都市、平地、へき地の勤務を公平に経験させる」とし、へき地と各地域との計画的な交流の推進を図った。また、へき地派遣制度によるへき地派遣、へき地学校

勤務で優秀な実績をあげた者の管理職への抜てきなどの施策もあわせて実施した。

#### ア へき地交流

##### (ア) 地域区分

県内の地域区分を次のとおりとする。

- 特 A 地域 旧 4 市（福島、郡山、若松、平）の学校
- A 地域 市、主要町村の学校
- B 地域 特 A、A 及び C 地域以外の学校
- C 地域 へき地の学校（人事委員会、教育事務所の各指定学校

##### (イ) 交流基準

⑦ へき地学校勤務については次の基準による。

- 教員については、その在職期間中に別表 1 による期間勤務する。ただし、会津ブロック外出身